

消費生活ほっと通信

6月12日は「児童労働反対世界デー」です！

～世界では1億6000万人の子どもが働いています～

〈テーマ〉 児童労働について考えてみよう！



実は、世界の子ども10人に1人が児童労働にたずさわっているんじゃない？
児童労働とは、「子どもの教育機会や健全な成長を妨げる労働」のことで、「15歳未満の労働」と、「18歳未満の危険で有害な労働」を指すんじゃない。



えー！それは知らなかった！！もっと詳しく教えて！！

新型コロナによる経済的ショックや学校閉鎖の影響で、すでに児童労働に従事している子供たちの労働時間が長くなったり、労働条件が悪化したり、さらに多くの子供たちが最悪な状況で児童労働を強いられているんじゃない。その7割は農業部門、2割がサービス部門、1割が工業部門に従事しているんじゃない。



具体的には、どんな仕事なの？

多くはカカオ工場やコーヒー農園に従事しておるんじゃないが、家事使用人やごみ収集人として雇われたり、縫製工場で働いているんじゃない。幼い弟や妹の世話をしながら働いている児童も沢山いるんじゃないよ。



それはショック過ぎる…。何か、僕たちにできることはないのかな？

いい質問じゃ！児童労働の解決に向けて、我々にできることを考えてみよう！！



〈知っ得ワンポイント情報〉

児童労働は、子どもの可能性や尊厳を奪うばかりではなく、身体的・精神的な発達に有害であり、教育を受ける機会を喪失させたり、中途退学や就学による長時間労働や重労働との両立を強いられる等、就学に影響を及ぼす労働も含まれます。

また、2つの国際労働条約が結ばれており、「就業が認められる最低年齢に関する条約(第138号)」では、「義務教育終了後、および15歳以上」とされ、「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第128号)」においては、4つのカテゴリーに分けて定義されています。

- ① 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行
 - ② 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること
 - ③ 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること
 - ④ **児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務**
- (※)

(※)日本の場合は「労働基準法」「年少者労働基準規則」で規定を設け、建築現場での高所作業、重たいものを取り扱う仕事、ガソリンや火薬などを取り扱う仕事、お酒を提供する場所での接客業などがある。

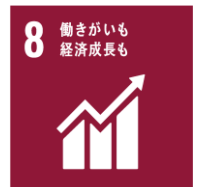
児童労働とSDGs

児童労働の問題は、「貧困」「教育機会の損失」が考えられ、家計を助けたり家族を養うために、都会への出稼ぎや農場で働かされているんじやが、子どもは安い賃金で十分な収入が得られないので、児童労働から抜け出せないんじや。

また、経済的な理由で子どもに教育を受けさせてあげられないという現実も児童労働に結び付いているんじや。

児童労働から子どもたちを守るために、**持続可能な開発目標(SDGs)**では世界全体で解決すべき問題として**目標8**のターゲットに掲げているんじや。

無理やり働かせないように効果的な取り組みを緊急に行い、2025年までに児童労働ゼロを持続するといった意味合いがあるんじや。



児童労働の解決に向けて私たちにできること

1. 現実を知り、伝えていく！～働く子どもたちの現実を知り、周囲に伝え、社会全体で児童労働の関心を高めよう！

児童労働に関する情報を集めてシェアをする！

2. フェアトレード商品を購入する！～生産者や労働者が十分な収入を得ることで、貧困の解消となる取り組みができる！

コーヒー豆や紅茶、ジャムなどを買う時はフェアトレード商品を選択する！

3. 寄付する！～一定額の寄付で子どもが働かなくてもよい世界をつくることのできる！

1000円の寄付で子ども一人の給食1カ月の支援ができる！

*私たちにできることはたくさんあるのです！

私たち消費者がフェアトレード商品を購入し続けることが当たり前になれば、子どもたちが働かなくてはならない状況を改善できるかもしれません。

チョコレートやコーヒー豆などにフェアトレードマークがついている商品を見たら、手に取ってみましょう。

また、エシカルファッションやエシカルコスメも人を搾取しないことを目的の一つに掲げているため、積極的に選んでみましょう。

そのほか児童労働について考える講演・イベント・NGO活動への参加や、子どもたちの夢を応援するサポーターとなることもできます。近年は、児童労働をテーマにした映画の鑑賞などで理解を深める機会も増えました。

児童労働によって未来を収奪された子供たちのために私たちができること…。

それは一人ひとりが当事者意識をもって、関わり続けることではないでしょうか。

私たちの小さな行動が、いつか1億6000万人の子どもたちの未来を変える力となってくれると信じてみませんか！

豊島区消費生活センター【相談専用電話】03-3984-5515

(受付時間：午前9時30分～午後4時30分 土・日・祝日・年末年始を除く)

発行・問い合わせ先：豊島区消費生活センター 03-4566-2416

